

猪名川町国民健康保険にご加入の方へ

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が免除されます!

免除の対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。

妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除対象額・対象期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます)相当分が減額されます。

…減免対象期間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

※ 産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※ 産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※ 多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。

※ 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
				出産予定月		

※ 例えば、令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。

令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額されたことで、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書(役場窓口のほか、ホームページより取得可能です)

② 出産予定日が確認できるもの(母子健康手帳等)

※ 出産後の届出の場合には原則不要ですが、お子様と別世帯の場合には母子健康手帳(出生届出済証明のページ)や出生証明書などで出産日・親子関係を確認させていただきます。

③ 世帯主と出産される方の個人番号確認書類(マイナンバーカード等)

④ 世帯主又は出産される方の国民健康保険被保険者証

⑤ 届出される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

届出先

猪名川町生活部 保険課 TEL 072-766-0001